

特277

974

特277-974

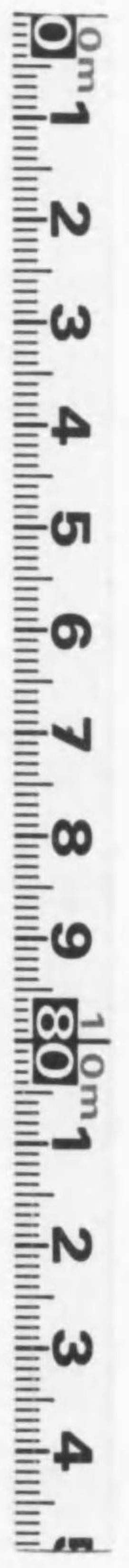


\*76W10915\*

我が國體と祭政一致

沼駙一郎述

神祇院



始







本稿は第九回神職講習會に講師として出講の豫定なりし男爵平沼  
騏一郎氏が病氣のため出講不能となりたるを以て特に講習生の爲  
に寄稿せられしものなり

昭和十五年十二月

神 祇 院

76W10915



上野正印  
著

天壤無窮ノ神勅

葦原千五百秋之瑞穂國。是吾子孫可王之地也。

宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與

天壤無窮者矣。(日本書紀)

我が國體と祭政一致



齋鏡ノ神勅

天照大神 手持<sup>ミテ</sup>寶鏡<sup>タマシヅメ</sup> 授<sup>ササケ</sup>天忍穗耳尊<sup>ニギハヤヒ</sup>而祝<sup>イハヒ</sup>之曰<sup>ク</sup>  
吾兒<sup>ミコ</sup>視<sup>ミ</sup>此寶鏡<sup>タマシヅメ</sup>當猶<sup>トモ</sup>視<sup>ミ</sup>吾<sup>ミ</sup> 可<sup>シ</sup>與<sup>トモ</sup>同<sup>ニ</sup>床<sup>ト</sup>共<sup>ニ</sup>殿<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>  
爲<sup>ス</sup>齋鏡<sup>イハヒノミタ</sup> (日本書紀)

齋庭之穗ノ神勅

天照大神 (中略) 又<sup>モ</sup>勅<sup>ス</sup>曰<sup>ク</sup>  
以<sup>テ</sup>吾高天原<sup>タカマノハ</sup>所御齋庭<sup>ニハ</sup>之穗<sup>イハヒ</sup> 亦<sup>モ</sup>當<sup>ル</sup>御<sup>ス</sup>於<sup>テ</sup>吾兒<sup>ミコ</sup>  
(日本書紀)

神籬磐境ノ神勅

高皇產靈尊<sup>タカミムスヒノミコ</sup>因<sup>テ</sup>勅<sup>ス</sup>曰<sup>ク</sup>

吾<sup>ハ</sup>則<sup>チ</sup>起<sup>ル</sup>樹<sup>ノ</sup>天津神籬<sup>アマノカミノミナソノ</sup>及<sup>チ</sup>天津磐境<sup>アマノカミノイハサカ</sup> 當<sup>ル</sup>爲<sup>ス</sup>吾孫<sup>ミマノマツラノ</sup>奉<sup>ル</sup>  
齋<sup>イハヒ</sup>矣 汝<sup>シ</sup>天兒<sup>アマノミコ</sup>屋<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>太玉<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup> 宜<sup>ク</sup>持<sup>テ</sup>天津神籬<sup>アマノカミノミナソノ</sup> 降<sup>ル</sup>  
葦原中<sup>アシハラノナカ</sup>國<sup>ノ</sup> 亦<sup>モ</sup>爲<sup>ス</sup>吾孫<sup>ミマノマツラノ</sup>奉<sup>ル</sup>齋<sup>イハヒ</sup>焉  
乃<sup>チ</sup>使<sup>シ</sup>二神<sup>ニ</sup>陪<sup>テ</sup>從<sup>ヒ</sup>天<sup>ノ</sup> 忍穗耳尊<sup>ニギハヤヒ</sup>以<sup>テ</sup>降<sup>ル</sup>之 (日本書紀)



御頸珠ノ神勅

伊邪那岐命大歡喜詔。吾者生生子而於生終。

得三貴子。即其御頸珠之玉緒母由良邇。

取由良邇志而。賜天照大御神而詔之。

汝命者所以高天原矣。

事依而賜也。故其御頸珠名。謂御倉板舉之神。

(古事記)

天沼矛ノ神勅

於是天神諸命以。詔伊邪那岐命。伊邪那美命。

柱神。

修理固成是多陀用幣流之國。

賜天沼矛而。言依賜也。(古事記)



天祖神孫其の神業を繼承し給ふ。即我國は源を天神天祖に發し、天  
 神天祖の元胄たる天皇を中心として成立し、天皇の天職が顯はれて國家の統治

### 我が國體と祭政一致

謹みて思ふに天神は大自然の中心にして萬有生成化育の本源である。萬有  
 生成化育の神業は天神之を祖神に授け給ひ、天祖之を天孫に傳へ給ひ、天孫神  
 勅を奉じて神貺の封土に君臨し給ひてより後、聖子神孫世々相承け相傳へて今  
 に至りたるものである。即歴代の天皇は天神天祖の元胄にして祖神の神業を繼

述するを以て其の天職とし給ふものである。我肇國は天地開闢の延長にして大自然の發露である。天神天祖極を立て統を  
 垂れ給ひ、聖子神孫其の神業を繼承し給ふ。即我國は源を天神天祖に發し、天  
 神天祖の元胄たる天皇を中心として成立し、天皇の天職が顯はれて國家の統治



と爲りしものである。即國家の統治が祖神の創め給ひし神業の延長であることは明白にして、我輩國が自然に出て人爲に非ざることは疑を容るゝの餘地を存するものでない。

天祖は神勅を以て天津日嗣の無窮なることを垂示し給ふ。天津日嗣の無窮なるは天皇と天神天祖とが御一體にして大御心が神慮に合一し、大御心より發する國家の統治が神慮より出づる神業の延長なるが爲めである。天壤無窮の神勅は天沼矛の神勅、御頸珠の神勅、齋鏡齋稻の神勅と合せて拜讀すれば、明かに其の意義の深遠なることを拜察し得るのである。我が國體が天皇の萬世一系なることを骨子とするは、此の深遠なる意義に因るものである。同時に我が國體の尊嚴にして宇内萬國に冠絶する所以のものも亦此の深遠なる意義あるが爲めである。

前に述ぶるが如く我國家の成立は自然に出て、天皇が國家の中心なることも

自然に出づるものである。外國に於て國家と稱するものは皆人爲の國家である。随つて國家の中心と稱するものも亦人爲の中心である。帝と云ひ王と稱し、名を天命に託し、口を神權に藉るも、皆是れ人爲であつて、一も自然に出たものはない。人爲を以て成立したるものは人爲を以て之を顛覆することが出来る。協約を以て國家の基礎と爲し、協約に依りて國家の中心を作爲するものは、其の協約が破るれば分散せざるを得ない。力を以て國を建つるものは、其の力衰ふるときは、他の力を有するものが起つて之を亡ぼす。徳を以て國家を統治する者も其の徳衰ふれば、他の徳ある者が取つて以て之に代る。此の故に外國の歴史は總て興亡の歴史である。易姓革命の歴史である。我が國の歴史と年を同じうして語るべきでない。我が國家の悠久なる所以は、國家の中心たる天津日嗣の無窮なるが爲であつて、其の無窮なる所以は、人爲を以て變更すべからざる大自然の道であるが爲である。



天に二日無く地に二王無しとは中心の唯一なることを示した語である。大宇宙の中心は唯一であり、萬有は大中心より出て大中心に歸一すべきものである。故に大宇宙の中心と萬有とは一體である。八百萬の神々は天神より出て天神に歸一する。即ち天神と八百萬の神々とは一體である。我が國家に於て萬民は皆國家の中心たる天皇に歸一すべきもので、君民一體の義は洵に明瞭なりと謂はねばならぬ。天祖の高天原に君臨し給ふに當り、八百萬の神々の之を輔翼し奉りたることは明白なる事實で、天皇國家を統治し給ひ、萬民之を輔翼し奉ることは萬古易ふ可からざる原理である。而して天皇の統治と萬民の輔翼とは決して對立の關係ではない。天皇の統治は絶對にして萬民の輔翼は之に歸一すべきものである。

外國に於ては君主獨裁制、立憲君主制等の術語があるが總て我が國には當て嵌らざるものである。獨裁と云ひ、立憲と云ふ、其の語は總て治者と被治者と

の對立關係を認むるものである。外國の歴史を見るに、獨裁君主が徳を以て人民に臨んだ間は人民之に服從したが、力を以て人民を制した時は人民が直ちに之に背いてゐる。即ち立憲制度は國民の一部が力を以て制壓せんとする獨裁君主に對抗し兩者の間に争鬭を累ねたる結果成立したものである。英國人の誇りとするマグナカルタは國民の一部が國王の胸に竹槍を突き付けて贏ち得たるものである。此の如く外國に於て文明國の象徴と考へてゐる立憲制度は、皆對立意識を基本としてゐる。我が國に於ても憲法は制定せられたが我が國の立憲制度は外國の立憲制度に較べて全く其の根柢を異にしてゐる。外國の憲法は對立を基礎としてゐるに反し、我が國の憲法は欽定憲法で、一君萬民、上下一體を基礎としてゐる。一君上に在つて統治し給ひ、萬民下に在つて輔翼し奉るのが肇國の本義である。是の本義は憲法の基礎であるが決して憲法に依つて定まりたるものではない。憲法は之を基礎として統治の形式と輔翼の形式とを定めら



れたものである。換言すれば天皇の統治權は肇國と同時に確立し、千萬世に互つて動かざるもので、憲法は之を行使せらるゝに當り、如何なる形式を採るべきやを定められたものである。又萬民輔翼も肇國と共に嚴存するもので憲法は其の形式を定めたものである。

憲法に定めたる國家の機關は種々ある。國務大臣といひ、樞密顧問といひ、帝國議會といひ、裁判所と云ふ。是れ皆輔翼の機關である。各機關に存する職權職務は皆輔弼の範圍を表示するもので、統治の大權と對立するものではない。天皇を以て國家の機關となすは、我が肇國の大義に反するもので、事體を辨せざること之より甚しきものは無い。天皇機關説の非なるを論ずる者も亦、唯天皇の統治權の主體たること并に天皇の萬世一系なることを力説するに止まり、其の本源を究めざるものが多い。是れ亦我が國體を論ずる上に於て、決して正鵠を得たものでは無い。

外國には君臨して統治せずといふ語がある。又王者は政を聽き宰相は政を執ると云ふ語がある。惟ふに君臨と統治とを分ち、聽政と執政とを區別するは、名を存して實を奪ふに均しきもので、名分を亂るの甚しきものである。天津日嗣は名實共に之を永遠に傳へらるゝもので、君臨の名は當然統治の實を伴ふものであり、聽政は即ち親政で統治の實を包含するものである。而して宰相の執政は輔翼の範圍を超越すべきものでない。

天皇は國家に君臨して統治の大權を總攬し給ひ、國民は之に奉仕して輔翼の誠を致すと云ふのが萬世易ふべからざる神國の道である。人臣にして輔翼の範圍を超越する者は皆亂臣賊子である。國史を按ずるに、時に汚隆あり世に盛衰あり、遺憾ながら大義名分の明かならざりし時代もあつた。是は確かに國史の汚點である。天日の赫々たるも妖雲一たび之を掩へば人は其の光を仰ぐことが出来ない。然しながら天日は決して其の光を失つたのではない。妖雲を一掃す



れば其の赫々たることは元の如くである。國史上の汚點は妖雲の天日を掩へる如きもので、之が爲に毫も我が國體の尊嚴を毀損することはなかつた。我が國體は億萬斯年に互つて動搖すべきものでない。夫の大化の革新は所謂妖雲を一掃されたものである。即ち閥族跋扈して僭亂を極め、神武天皇創業の鴻謨に反する事端を生じたので、中大兄皇子は英斷を以て之を誅滅し給ひ、復古の大業を完成せられたのである。其の後文臣專横の時代もあり武臣暴逆の時代もあつた。或は攝關の職に在つて政柄を肆にし、或は征夷大將軍を以て天下に號令したる時代もあつた。攝關といひ、征夷大將軍といひ、人臣を以て國政を私した者は孰れも輔翼の範圍を超越したもので、大義名分を亂つた者と謂はねばならぬ。然れども之が爲に我が國體の尊嚴なることは、寸毫も傷つけられて居ないのである。此等は皆天日を掩ふの妖雲であつたが、此の妖雲は明治維新によつて一掃せられた。今や天皇君臨の名と天皇統治の實とは儼乎として内外に照徹

して居る。臣僚は皆憲法の條章に従ひ各々其の分を守つて輔翼の職責を盡しつゝある。臣僚にして其の領域を守らざる者は不忠の臣であり、輔翼の範圍を超越して自ら恣にする者は亂臣である。輔翼の責任は獨り在朝の臣僚のみに存するのではない。萬民悉く輔翼の責任を負ふものである。朝に在りて政機に參與するも輔翼であり、野に在りて各自の職業に従事するも亦輔翼である。我が國に於ては一切の事業は生成化育の天業を輔翼し奉ることに歸着する。其の輔翼は滅私奉公にある。私を去つて公に奉ずるは一切の職業に共通す可きもので、個人主義、功利主義等の文字は我が國民の口にすべからざるものである。上述の如く皇國の成立は大自然の發露である。天皇は天神天祖と御一體にして神慮即天皇の大御心であり、天皇の統治即神業の延長である。萬民の之を輔翼し奉るは一に大御心即神慮を奉戴する所以で、君臣一體、上下一如、相融合



して神業を完成するのが皇國不動の道である。

此の麗しく尊むべき皇國の道は祭政一致を以て表現せられてゐる。即皇國に於ては祭祀は政事の根源にして政事は祭祀の延長である。祭政不二は古今に通ずる原理である。我國體を明にするには此の原理を會得せねばならぬ。

祭祀は其の形式を嚴重に履行すると同時に其の精神に徹することが最も肝要である。然らば其の精神とは如何なるものであるか。これに就ては言語の研究より生ずる種々の説もあるが、窮極するところ神と合一すること、即ち神人不二の境地に到達することである。神人不二の境地に到達すれば神慮を體得することが出来る。我が天祖は御頸珠を御倉板舉の神として奉齋せられ、厚く祖神に孝敬を盡し給ひ、又歴代の天皇は齋鏡齋稻の神勅のまにまに奉齋を怠り給ふことなく、天祖に對して孝敬を盡し給ふこと古より今に至るまで毫も變らせ給うたことは無い。歴代天皇が天神天祖と御一體にして其の大御心が神慮に合す

ることは祭祀によつて表現せらるゝのである。而して歴代天皇の祭祀を重んじ、天神天祖に孝敬を盡し給ふことは之を國家統治の上に顯現せらるゝに依つて全きを得るのである。即ち祭祀は政事の根源であつて、政事は祭祀の延長であり、天皇の御親祭は御親政の根元であつて御親政は御親祭の延長である。祭が凝つて政となると云ふは此の意義に外ならぬ。

惟ふに天壤無窮の神勅は國家統治の基本を示し給うたものである。然しながら國家の統治が祭祀の延長たることを會得すれば、此の神勅は齋鏡齋稻の神勅と分つべからざるものたることは自ら明かである。更に溯つて御頸珠の神勅並に天沼矛の神勅と分つべからざること亦分明である。祭政一致の意義洵に明瞭で、我が國體の尊嚴なることは之によつて確信し得べきである。

臣民の天皇を輔翼し奉るは大御心を奉戴して天業を完成するに在る。大御心を奉戴するは神慮を奉行する所以である。而して是れ亦祭祀の精神に徹するこ



とに依り、始めて其の責任を完了し得るのである。神籬磐境の神勅は實に臣民道の基本を教へ給ひしもので、我等の祖先が此の神勅のまにまに神祇を祭り、神慮を畏みて皇祖皇宗に仕へ奉り、天業を輔翼し來つたことは疑ひなき事實である。我等現代の臣民は祖先の遺風を顯彰し、祭祀を重んじ、之を以て一切の事業の基本とせねばならぬ。即ち祭祀によりて神慮を體得し、大御心に合一し、君民一體の眞意義を會得し、之を事業の上に顯現することにより、始めて臣民道を全うし得るのである。故に又祭祀は臣民輔翼の根元にして、臣民輔翼は祭祀の延長なりと謂ふべきである。

天皇國家を統治し給ひ臣民之を輔翼し奉るは上下一體の姿である。上下一體は縦の連絡であり、縦の連絡は當然横の連絡を伴ふ。故に臣民が一億一心上に乗仕するには相互の間にも一致共同の實を挙げねばならぬ。上下一體なることが國體の精華であるが如く臣民の一億一心なることも亦國體の精華である。父

母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し博愛衆に及ぼすは君に忠なる所以である。上を犯すものが亂臣であると同時に下相争ふものも亦不忠の民である。其の不忠を絶滅するのが滅私奉公である。滅私奉公は總親和總努力より生ずる。是れ實に我が國古來の美風であつて、世界何れの國にも見るべからざる國體の精華であることは明々白々一點の疑を容るべきでない。

萬有の生成化育は大自然の大愛である。大自然の大愛を全世界に普及するは人類救済の要諦である。隣邦支那の事態を見るに、歴史始つて以來姓を易へ命を革むること二十有餘回に及び、民衆は常に鬭争の渦中に在つて塗炭の苦を受けてゐる。歐洲に於ても歴史は毎に争覇の跡を語つてゐる。列強覇を争ひ、小國は常に其の犠牲となり、一般民衆も亦其の災禍を免るゝことを得なかつた。今復た激烈なる戦争を始めてゐる。たとひ戦争は終りを告げても唯だ一時の小康を得るに止まり、再戦争の準備は着々と進めらるゝてあらう。平和の時代は



再戦準備の時代なりといふも決して誇張の言で無い。此の慘禍を想ひ之が爲に生ずる人類の痛苦を思ふとき、之が救済の道を講ぜんとするは志士仁人、人道を重んずる者の切なる念願であらう。この念願を達する唯一の道は我が國體の精華を發揮し、祭政一致の精神を普及するに在る。是れ我が國家民人の重大なる使命である。東亞の新建設は其の第一歩である。我が國民が肇國の大精神を振ひ東西に活動するの日は將に至らんとしつゝある。此の大使命を完遂する爲めには我が國民全體が先づ我が神國日本の姿を徹底的に理解するを以て第一義とする。

我が國體の精華を發揮し、祭政一致の精神を普及するに在る。是れ我が國家民人の重大なる使命である。東亞の新建設は其の第一歩である。我が國民が肇國の大精神を振ひ東西に活動するの日は將に至らんとしつゝある。此の大使命を完遂する爲めには我が國民全體が先づ我が神國日本の姿を徹底的に理解するを以て第一義とする。

405  
391

昭和十五年十二月十五日印刷  
昭和十五年十二月二十日發行

神 祇 院

印刷人 東京市神田區美土代町十六番地 島 連 太郎  
印刷所 東京市神田區美土代町十六番地 三 秀 舍



終

